

春日部市立図書館条例及び春日部市立図書館協議会条例の一部を改正する条例

(春日部市立図書館条例の一部改正)

第1条 春日部市立図書館条例(平成17年条例第183号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(図書館資料の館外利用)</p> <p>第5条 図書、記録、視聴覚その他の資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)の館外利用をすることができるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>市内に居住し、通勤し、又は通学する者</u></p> <p>(2) <u>相互利用に関する協定を締結している市又は町に居住する者</u></p>	<p>(図書館資料の館外利用)</p> <p>第5条 図書、記録、視聴覚その他の資料(以下「図書館資料」という。)の館外利用をすることができるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>春日部市、さいたま市、蓮田市、宮代町、白岡町及び杉戸町に居住する者</u></p> <p>(2) <u>春日部市に通勤又は通学する者</u></p>

(春日部市立図書館協議会条例の一部改正)

第2条 春日部市立図書館協議会条例(平成17年条例第184号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(委員)</p> <p>第2条</p> <p>2 委員は、学校教育及び社会教育の<u>関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに</u>学識経験者のうちから、春日部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第2条</p> <p>2 委員は、学校教育及び社会教育の<u>関係者並びに</u>学識経験者のうちから、春日部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。